

配偶者の課税の有無、配偶者(特別)控除の有無、扶養、〇〇〇万円の壁について

配偶者を税の扶養に入れる＝配偶者控除を受けるということになります。同じく親族の誰かを税の扶養につけるといことは、扶養控除(年齢等に応じて4つの区分があります)を受けるという意味になります。

以下の表は配偶者を想定していますが、所得要件は配偶者控除も扶養控除も同じですので、参考としてください。

配偶者の合計所得金額	配偶者の収入額 (給与収入のみの場合)	配偶者に税金がかかるか			納税義務者は配偶者控除が受けられるか	
		住民税(扶養0人の場合)※1		所得税	住民税	所得税
		均等割※2	所得割※3			
38万円以下	93万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	
38万円超 45万円以下	93万円超 100万円以下	かかる	かからない	かからない		
45万円超 48万円以下	100万円超 103万円以下	かかる	かかる	かからない		
48万円超	103万円超	かかる	かかる	かかる※4	受けられない※5	

※1 住民税については、扶養人数等により非課税範囲が異なります。⇒詳細は「聖籠町における住民税非課税対象者」をご覧ください。

※2 均等割・・・住民税のうち、所得にかかわらず均一にかかるもの

※3 所得割・・・住民税のうち、所得に応じてかかるもの

※4 所得控除額が給与所得額よりも少ない場合

※5 配偶者特別控除は受けられる(給与収入のみの場合201万6千円未満まで)

※ 給与所得以外の所得がある方は、他の所得も含めて合計所得金額を算出する必要があります。

大学生年代の子がアルバイト等で収入を得て、扶養(税)が外れるかどうかの基準もこちらになります。(扶養控除(特定):住民税45万円・所得税63万円の控除)

〇〇〇万円の壁とは・・・

税法上の数字と社会保険上の数字が入り混じった数字(基準)。

税の扶養と社会保険の扶養が別であることも整理する必要があります。

103万円の壁
⇒超えると所得税がかかる
⇒超えると配偶者控除(住民税33万円・所得税38万円)が受けられない。(税法上の扶養ではなくなる)
ただし、配偶者特別控除により150万円まで(150万円の壁)は配偶者控除と同額の控除を受けられる。
それ以上は収入額に応じて控除額が逓減していく。
⇒超えると扶養控除が受けられない。(一般、特定、老人、同居老親)
※会社から扶養手当等が支給されている場合はその基準も要確認。

←税の壁

混同される
場合が多い

106万円の壁・・・超えると社会保険に加入しなければならない可能性

←社会保険の壁

130万円の壁・・・超えると社会保険の扶養から外れる

←社会保険の壁

配偶者(特別)控除 早見表

扶養の範囲外の所得がある配偶者の給与収入に応じて、納税義務者は表のとおり住民税・所得税から控除を受けることができます。

150万円の壁
⇒超えると配偶者特別控除の額が収入額に応じて逓減していく。

←税の壁

		納税義務者の前年の合計所得金額(収入額ではありません)												
		900万円以下				900万円超～950万円以下				950万円超～1,000万円以下				
配偶者の合計所得金額	配偶者の収入額 (給与収入のみの場合)	配偶者控除		配偶者特別控除		配偶者控除		配偶者特別控除		配偶者控除		配偶者特別控除		
		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	
48万円以下	103万円以下	33万円	38万円	33万円	38万円	22万円	26万円	22万円	26万円	11万円	13万円	11万円	13万円	扶養
48万円以下(70歳以上)	103万円以下(70歳以上)	38万円	48万円	150万円まで控除額は同じ		26万円	32万円	26万円	32万円	13万円	16万円	13万円	16万円	
48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下			33万円	38万円			22万円	26万円			11万円	13万円	扶養の範囲外
95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下			33万円	36万円			22万円	24万円			11万円	12万円	
100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下			31万円	31万円			21万円	21万円			11万円	11万円	
105万円超 110万円以下	160万円超 166万8千円未満			26万円	26万円			18万円	18万円			9万円	9万円	
110万円超 115万円以下	166万8千円以上 175万2千円未満			21万円	21万円			14万円	14万円			7万円	7万円	
115万円超 120万円以下	175万2千円以上 183万2千円未満			16万円	16万円			11万円	11万円			6万円	6万円	
120万円超 125万円以下	183万2千円以上 190万4千円未満			11万円	11万円			8万円	8万円			4万円	4万円	
125万円超 130万円以下	190万4千円以上 197万2千円未満			6万円	6万円			4万円	4万円			2万円	2万円	
130万円超 133万円以下	197万2千円以上 201万6千円未満			3万円	3万円			2万円	2万円			1万円	1万円	
133万円超	201万6千円以上			0円	0円			0円	0円			0円	0円	

※配偶者控除・配偶者特別控除は、

①納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であること

②納税義務者と生計を一にしていることなどの条件を満たした場合に適用されます。

※給与所得以外の所得がある方は、他の所得も含めて合計所得金額を算出する必要があります。